

事前審査のご案内

円滑かつ迅速な構造計算適合性判定を行うために、従来の事前相談に加えて事前審査に対応しますので、ご活用ください。ただし、当センターへの判定申請を予定している案件に限ります。

申込み方法

- 申請者： 建築主の他、代理者・設計者・構造設計者どなたからでも受け付けます。
- 提出書類： 判定申請時に必要な書類（意匠図，構造図，構造計算書等各 1 部（全て押印は不要です。））及び連絡票(HPよりダウンロード願います。)
- 提出方法： 紙面や CD 等の電子媒体を窓口を持参いただくか、郵送願います。郵送費用は申請者様にてご負担ください。(なお、電子メール等での電子データの提出も可能です。事前審査での図面や計算書の印刷が不要になります。PDF 文書や DocuWorks 文書に対応。)

指摘事項等の連絡調整

- 指摘事項等を取りまとめ、メールか FAX にて通知します。
- 補正など対処方法の相談や補正後の確認など面談の他、電話やメールにて対応します。

事前審査の回答

- 事前審査の結果をメールか FAX にて通知します。

お願い及び留意事項

- ・ 申込みにあたり、連絡票に担当者の連絡先や本申請予定日等を記載し、提出書類に添付願います。
- ・ 事前審査終了時以降に構造計算に影響するような変更が生じた場合には、本申請時に変更事項が分かる書類や図書を添付願います。なお、変更に伴う新たな指摘がなされる可能性があります。
- ・ 事前審査にて提出していただいた書類は原則として本申請の適合判定通知時に全て返却いたします。また、メール等でいただいたデータについては判定課のパソコン上から削除し、それを印刷したものはシュレッダーにて廃棄処理いたします。

(事前相談・事前審査についての問い合わせ・申込み先)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 判定課

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16 番 228 号

TEL:099-224-4549 / FAX:099-226-3960 / E-mail:hantei@kjc.or.jp

ホームページ <http://www.kjc.or.jp/>

その他円滑かつ迅速な判定のための取組み

- ✓ 本審査時の指摘事項についても、メールか FAX にて迅速に通知します。
- ✓ 指摘内容に不明な点などありましたら、電話やメール等にて気軽にお問合せください。
- ✓ 追加説明書の事前確認にも対応いたします。